

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 7 年 3 月 24 日（月曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報第 2 号 委員長報告
- 日程第 4 議第 23 号 財産の譲与について
- 日程第 5 議第 24 号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議第 25 号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議第 26 号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議第 27 号 下呂市第 1 号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議第 28 号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議第 29 号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議第 30 号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議第 31 号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議第 32 号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 14 議第 33 号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 15 議第 34 号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議第 35 号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 36 号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議第 37 号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議第 38 号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議第 39 号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議第 40 号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議第 41 号 令和 7 年度下呂市水道事業会計への繰出について
- 日程第 23 議第 42 号 令和 7 年度下呂市下水道事業会計への繰出について
- 日程第 24 議第 43 号 令和 7 年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について
- 日程第 25 報第 3 号 委員長報告
- 日程第 26 議第 44 号 令和 7 年度下呂市一般会計予算

- 日程第27 議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算
- 日程第28 議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第29 議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算
- 日程第30 議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算
- 日程第31 議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算
- 日程第32 議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算
- 日程第33 議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算
- 日程第34 議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算
- 日程第35 議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算
- 日程第36 議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算
- 日程第37 議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算
- 日程第38 議第56号 財産の取得について
- 日程第39 議第57号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第40 議第58号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第41 議第59号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第42 発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について
- 日程第43 議員の派遣について
- 日程第44 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷲 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士
10番	田 中 喜 登	11番	尾 里 集 務
12番	中 島 ゆき子	13番	今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	中 谷 三 男
総 務 部 長	野 村 穰	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志

地域振興部長	大坪孝弘	教育委員会 事務局 長	山中明美
環境部長	田口昇	農林部長	青木秀史
農林部理事	大島愛彦	建設部長	大前栄樹
金山病院 金事務局長	池戸美紀	市民保健部長	森本千恵
福祉部長	小澤和博	観光商工部長	小池雅之
消防長	遠藤丙午	上下水道部長	今村正直

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	田添誠	書記	細江隆義
--------	-----	----	------

◎開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、9番 森哲士議員、10番 田中喜登議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第2、諸般の報告を行います。

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告については、会議システムで配付しておりますので御確認願います。

◎報第2号について

○議長（中島達也議員）

日程第3、報第2号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、議第23号 財産の譲与について、日程第5、議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、日程第6、議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第8、議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第9、議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第10、議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、日程第11、議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、日程第12、議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、日程第13、議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、日程第14、議第33号 下

下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第15号、議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、日程第16、議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について、日程第17、議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、日程第18 議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、日程第19、議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、日程第20、議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、日程第21、議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、日程第22、議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、日程第23、議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について、日程第24、議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、以上21件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

民生教育まちづくり常任委員会、中島委員長。

○民生教育まちづくり常任委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和7年3月12日午前9時30分から、下呂庁舎3－1会議室において、委員7名、執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、民生教育まちづくり常任委員会を開催いたしました。

令和7年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第32号から議第36号までの5議案及び議第43号、合わせて6議案について審査をいたしました。

審査の結果、6議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について及び議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、3議案とも将来の人口規模に応じた適正な住宅ストック整備を目的に、従来は定めがなかった入居期間を2年間とし、新たに契約更新制度を導入するため、当該条例の一部を改正するものです。

執行部からは、契約更新制度の導入により身元引受人等の住宅管理情報の更新を行い、単身入居された方が亡くなられたときに身元引受人等との連絡がつかないため、御遺体や残余財産の引取りがされず、住宅の明渡しが行われれないといった問題を防ぎたい。また身寄りのないなど身元引受人等の確保が難しい方には、家賃債務保証制度を導入するため、家賃債務保証契約を結んでいただければそうした方でも入居契約が容易になり、家計状況の急変等による家賃滞納や万一のときの財産処分等の心配を防ぐことができるとの説明がありました。

委員からは、身元引受人がない方で家賃債務保証契約を希望しない場合の入居が可能かを問う質問がありました。執行部からは、身元引受人のいない方でも、家賃債務保証契約はあくまでも任意で、そうした方の入居を拒むことはできないが、身寄りのない方の死後の対応に苦慮している現状から契約していただけるよう御理解いただきたいとの答弁がありました。

また別の委員からは、市営住宅等整備基本方針について、平成13年や14年の建築といった比較的新しい市営住宅が2040年までに廃止予定となっている点について質問がありました。執行部からは、木造の住宅については耐用年数が30年と定められているため機械的に当てはめているが、住宅によって老朽化の程度は異なるため、使用可能な住宅については随時見直しを行い、少しでも長く使用したいとの答弁がありました。

以上で、民生教育まちづくり常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中島達也議員）

続いて、総務産業建設常任委員会、田中委員長。

○総務産業建設常任委員長（田中喜登議員）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和7年3月13日午前9時30分から、下呂庁舎3－1会議室において、委員7名と議長、執行部からは市長、副市長をはじめ担当職員の出席をいただき、総務産業建設常任委員会を開催し、令和7年第2回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第23号から議第31号までの9議案及び議第37号から議第42号までの6議案、合わせて15議案について審査をいたしました。

審査の結果、15議案とも全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでは、今後も改正となると市民にとっては保険税額が上がり負担増となる。それを避けるために一般財源から充当するのか、もしくは基金を取り崩して充当するのか。基金自体の残高も減る一方でなかなか難しいのが現状と思うが、今後その辺りはどのような方針で進めていくのか。また関連して、被保険者数の減少に反して1人当たりの医療費は増加傾向にある現状の中で今後の見通しはとの問いに対し、一般財源を投入する考えはなく、市民の皆様からお預かりしている国保税、基金を上手に使いながら、なるべく納入していただく保険税を引き上げないことを前提に、また基金の残高も考慮しながら毎年度しっかりと算定していくこと。加えて保険者努力支援制度という市の医療費適正化に向けた取組状況に応じた交付金が交付される制度を活用し、なるべく市民の皆様に対して負担にならない運営を心がけているとの答弁がありました。

議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてでは、危険が伴う出動が多い消防団員の皆様には、市独自の上乗せもしたしっかりとした補償が必要ではないか。成り手不足が続く中、そういったことも入団の一つのきっかけになるのではとの問いに対し、執

行部としても考えは同じであるが、上位法の政令との兼ね合いもあり、どの辺りまで裁量権があるのかなど研究しなければならない部分も多く、その辺りも踏まえてしっかりと前向きに検討していくとの答弁がありました。

以上、委員長報告といたします。

◎議第23号から議第43号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本21件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本21件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第23号 財産の譲与について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第23号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第24号 下呂市行政組織条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第24号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第25号 下呂市職員定数条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第25号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第26号 下呂市職員の給与に関する条例及び下呂市一般職の任期付職員の採用等に関する条

例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第26号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第27号 下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び下呂市第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第27号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第28号 下呂市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第28号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第29号 下呂市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び下呂市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第29号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第30号 下呂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第30号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第31号 下呂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第31号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第32号 下呂市市営住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第32号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第33号 下呂市特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第33号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第34号 下呂市地域優良賃貸住宅条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決

であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第34号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第35号 下呂市介護保険法に基づき地域包括支援センターの設置者が遵守すべき基準に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第35号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第36号 下呂市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第36号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第37号 下呂市企業立地促進及び企業支援に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第37号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第38号 下呂市下水道条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第38号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第39号 下呂市水道事業に係る布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第39号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第40号 下呂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第40号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第41号 令和7年度下呂市水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第41号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第42号 令和7年度下呂市下水道事業会計への繰出について、委員長の報告は可決でありま

す。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第42号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第43号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計への繰出について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第43号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第3号について

○議長（中島達也議員）

日程第25、報第3号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算、議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算、議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算、議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算、議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算、議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算、以上12件を一括議題といたします。

審査結果について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、森委員長。

○予算決算常任委員長（森 哲士議員）

委員長報告を申し上げます。

令和7年3月14日及び17日から19日までの4日間にわたり、下呂庁舎3－1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和7年第2回下呂市議会定例会において審査を付託されました議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算及び議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算から議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算までの7特別会計予算と4企業会計予算について審査をいたしました。

令和7年度予算は、一般会計、特別会計、公営企業会計を含めた総額で、前年度対比11億2,523万7,000円の減、376億2,635万6,000円となっています。

一般会計においては、直面している深刻な人口減少や高齢化、それと社会基盤となる施設の老朽化への対策が求められている中、その対応を行うとともに、将来の世代にとって重過ぎる負担とならないよう、市債発行額の抑制と将来の大型プロジェクトに備えた基金の計画的な積立てを

併せて進めるという方針を基に予算編成がされており、合併後過去7番目の規模となる予算となっています。

なお、この委員会において、昨年12月20日に議会から市長に対して提出しました市政の課題に対する提言書に掲げた項目が令和7年度予算にどのように反映されているかといったところを最も大きな視点として、そして優先度が高い政策を重点的に予算配分されているか、持続可能な財政運営となっているかなどの視点も併せ持ちながら審査に臨みました。そうした視点で行った審査の一部を紹介させていただきます。

昨年提出した議会から市長への提言の一つとして、防災・減災対策のさらなる強化を掲げています。具体的には、市民の自助・共助に対する意識改革を進める施策を一層推進することなどを求めたものになります。

この提言を踏まえ、委員からは、新年度予算における自主防災組織の防災資機材整備に対する支援と地域防災力の向上に大きく貢献する防災士の育成への考えについて質疑がされ、執行部からは、自主防災組織が行う防災資機材の整備に対する補助金について、令和7年度から食料品と簡易トイレ用品に係る補助率を2分の1から4分の3に引き上げ、地域での備蓄を促進することとした。また、防災士については現在294名が活躍しており、令和7年度においても継続して育成に努めるとともに、日本赤十字社との協働によるスキルアップ事業に取り組んでいくとの答弁がありました。

次に、議会から市長への提言の中に掲げた市民の生活の足となる公共交通の確保・充実の関係になります。具体的には、全ての市民に気楽に公共交通を利用できる環境を実現するための施策を推進し、公共交通の利用促進を図っていくことや、各世代における公共交通の利用に係る経済的な負担軽減などを求めたものになっています。

この提言を踏まえ、委員からは、高校生の通学費助成制度を新設されることについては多くの市民が待ち望んだことでもあり、公共交通の利用度を高めると評価をしている。さらに公共交通の利用促進を図るための工夫などの考えはとの質疑がされ、執行部からは、公共交通をふだん利用されていない方に使っていただける仕掛けとして、例えば食料品や日用品の販売店舗とのタイアップにより、商品購入の際にサービスを付与するような利用への動機づけができないか検討したい。またバスの路線図や時刻表が分かりにくいことがバス利用を敬遠されている要因の一つであると考え、より見やすい方法を模索していきたいとの答弁がありました。

次に、議会から市長への提言の一つとして、農地保全が末永くされていくためにと掲げていますが、その関係になります。具体的には、様々な担い手に対する市独自の支援制度の創設や、行政が中心となった農業にまつわる方々の参加する協議会の立ち上げ、それに連携強化と課題解決に向けた取組の推進などを求めたものとなっています。

この提言を踏まえ、委員からは、アグリチャレンジサポート事業として兼業農家を支援する小さな担い手育成支援金制度が創設され、その成果に期待するところではあるが、地域農業が抱える課題、ニーズをより正確に把握し、それを的確に政策立案につなげていくためにも、行政主導

による協議会の設立が必須と考えるが、その考えはとの質疑がされ、執行部からは、多種多様な困り事があると思うので、まずはアンケート調査などで現状把握を行い、それにより認識した課題などを踏まえつつ、次のステップとして協議会の立ち上げにつなげていきたいとの答弁がありました。

次に、議会から市長への提言の一つとして、猛暑から市民を守るためにと掲げています。具体的には、市民利用の多い公共施設の暑さ対策、また体温調整が難しい子供たちに対するきめ細やかな配慮などを求めたものになっています。

この提言を踏まえ、委員からは、児童・生徒の暑さ対策として実施する市内小・中学校におけるエアコンの整備の状況、また徒歩での登下校時の熱中症対策について質疑がされ、執行部からは、令和元年度までに全ての小・中学校の普通教室へのエアコン設置が完了し、令和6年度から特別教室への設置を進めており、令和7年度に北部地域の中学校へ、令和8年度、令和9年度の2か年で全小学校への設置が終わることができれば、全校の特別教室に完備されることとなる。また徒歩通学における対応としては、下校時刻をずらしたり、水筒を持たせ水分補給を取らせたり、日傘の利用を勧めたり、さらにスクールサポーターの見守りの中で必要な配慮などを引き続き行っていくとの答弁がありました。

主なところは以上ですが、これ以外にも活発な質疑があったことを申し添えさせていただきます。

その後、議第44号から議第55号までの12議案について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、予算決算常任委員会の報告を終わります。

◎議第44号から議第55号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

10番 田中議員。

○ 10 番（田中喜登議員）

令和 7 年度一般会計予算に対し、賛成の立場で発言をいたします。

令和 7 年度予算は一般会計で 225 億 5,000 万円で、合併後 7 番目の規模であります。

市町村の財政状況を判断する指標が幾つかある中で、例えば財政力指数で言えば、これは 1 に近いほど財源に余裕があると言えるものでございますが、令和 4 年実績で申しますと、下呂市は 0.33、飛騨地域の市町は高山市が 0.53 と少し高いですが、飛騨市、白川村も 0.33、郡上は 0.32 でした。すなわち近隣のどの町も自主財源が 4 割弱、依存財源が 6 割強という厳しい状況の中で、苦労しながら何とかやりくりをしている現状がはっきりとうかがえます。

私は議員となって 5 年目であります。予算委員会も 5 回目を数えました。その席上必ず耳にする印象に残っている言葉があります。それは、歴代の財務課長が冒頭の予算の概要説明の中で必ず口にされた、身の丈にあった予算編成というフレーズです。そこからは厳しい状況の中、各部署からの予算要求をしっかりと精査して組み上げた予算であるということが伝わってきます。

さらに、先般 3 月 11 日に開催された全員協議会の中の財政シミュレーションの説明でまちづくり推進部長からあったように、将来の負担を増やさないよう、令和 7 年度より地方債の起債を 15 億以下に抑え、令和 11 年度以降公債費を 2 億円程度減少させようとする取組、またいざというときの自治体の貯金とも言うべき財政調整基金は標準財政規模の 2 割程度、下呂市で言えば標準財政規模は 140 億前後ですので、その 2 割は約 30 億、プラス災害時の対応基金として 10 億は確保しておきたいという明確なビジョンを持って基金運用をされていることも知ることができました。まさに身の丈に合った先の先まで考慮した予算編成となっていると感じます。

総論的なことはこれくらいにして、では具体的な予算は実際どうなのかということですが、これについては先ほどの委員長報告とかぶる部分がございますが、昨年 12 月に議会の総意として執行部に対して提言させていただいた内容について、各常任委員会から出された中で反映されたものの一部を例に取って説明したいと思います。

民生教育まちづくり常任委員会からの高等学校等通学費補助制度の拡充についての提言に対して、新規に高等学校等通学費補助事業として 2,200 万円が盛り込まれました。

また総務産業建設常任委員会からの小規模農家への市独自の支援事業の創設に関する提言については、アグリチャレンジサポート事業の中に小さな担い手支援金 150 万円が新設されています。

今回議会として提言させていただいた項目について、その中の一つでも次年度予算に反映していただいたことは大変意義深いものと考えています。議会からの提言は、議員の勝手な思いでなされているものではありません。市民の皆様の意見を吸い上げて提言としてまとめて提出されるものです。その提言が事業化され、予算が投入されていくということは、まさに市民参加型の市民のための行政運営のサイクルが確立されていくことにつながっていくのではないのでしょうか。昨年議会改革特別委員会を中心に、予算決算常任委員会の在り方も含めて、議会としても議会力の向上に取り組んでおるところでございます。その意味でも、二代表制の一翼を担う議会の一員として、今回の予算案は大変ありがたく賛意を表するものであります。

最後に、今年の10月より導入される宿泊税についても一言申し述べさせていただきます。

令和7年度の歳入における市税の増額要因の一つでもある宿泊税ですが、その使い道についてはしっかりと精査をしていただき、観光客、市民の皆様にとどのように還元されているのかの周知も含めて、受入れ環境の整備等に取り組んでいっていただきたいと思います。

令和8年度からは2億近い収入が見込まれております。その使い道、使い方に対する評価も、行き先選定の重要な要因の一つにつながってくると考えられますので、国内外から注目を集めるような活用方法も御検討いただくようお願いをし、賛成討論といたします。

○議長（中島達也議員）

次に、本12件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本12件に賛成者の発言を許可いたします。

〔挙手する者あり〕

6番 加藤議員。

○6番（加藤久人議員）

議第44号 令和7年度下呂市一般会計予算について、先ほどの10番議員と同様の意見とはなりますが、賛成の立場から討論をさせていただきます。

令和7年度予算は一般会計225億5,000万円で、前年度対比8億8,000万円、3.8%の減となり、合併後7番目の規模であります。

その中身を見ますと、歳入における市債発行額は11億9,820万円の前年度比9億7,558万円、44.9%の減となり、第三次総合計画に定めた上限枠15億円の範囲内に抑えた、次の世代に負担を少しでも残さない財政の健全化に配慮した予算となっております。

また、歳出においては、先日市長が述べられました令和7年度施政方針にのっとり、人口減少対策、まちづくり対策に主眼を置いた予算編成で構成いただいております。

その中最も注目させていただいたのが、地域経済の活性化を目指し、中小企業への支援の充実であります。とにもかくにも、まず地域経済を活性化させ、地域の魅力を高め、市民生活を豊かにすることが少子化対策につながっていくとの考えに基づき、そのためには商工業者が活発になることが重要であるとの考えで進めてもらっております。

商工会より長年熱望されていた下呂市中小企業・小規模企業振興基本条例を今年度中に立案いただき、いよいよ本年4月より施行され、中小企業の振興に関する施策の基本が出来上がります。それとともに、商工会の人件費補助となる商工業振興団体活動事業助成金を大幅に増額いただき、商工会の機能強化を後押しいただく形が出来上がり、今後は行政と商工会の連携がさらに強化され、市内の商工業が力強く活性化していくことが大いに期待できます。

また、決して商工業だけに偏ることなく全産業にも幅広く光を当てていただいております。市内の河川は全国に誇れるアユの産地であり、そのアユを中心として活性化に取り組む漁業協同組

合なども後押しいただけるような水産業振興対策事業として初めて予算化していただきました。
その他、林業関係においては、森林造成組合支援事業をさらに拡大し、森林の健全な状態保持に努める予算ともなっております。

農業関係においては、議会からも提言させていただいた内容にも耳を傾けていただき、小さな担い手育成支援金として、兼業農家の農業機械などの購入の際の支援金を新規で予算化いただきましたことは、離農防止にもつながる施策であり、農家の方々は大変感謝されることと思われます。

また、本年10月より宿泊税を新たに導入し財源の確保に努めるとともに、ＪＲの駅の整備をはじめ観光立市としての受入れ体制の整備などに今後予算化されていくとのことであり、ぜひとも下呂温泉を核として、小坂から金山までの広範囲に波及効果が表れるような施策を期待しております。

そのほかにも、医師不足、看護師不足が深刻な問題となっている中において、下呂温泉病院を核として、金山病院、小坂診療所をネットワーク化させ、地域に密着する医療を目指し、７年度には新たな組織編成も予定されております。今抱える地域医療の問題が少しでも解決することを市民皆さんが待ち望んでおられますので、強く推し進めていただきたいと思います。

また、下呂温泉病院での分娩が休診となったことの対策として、分娩施設までの交通費助成、子供さんが病気の際にも安心して就労していただけるような病児保育事業の実施、新入学生のランドセルの無償配付、市内高校生の通学費助成等々、産業の再生から医療、子育てまで幅広く、隅々の分野にまで目が行き届いた内容となっております。まさにウェルビーイングなまちを目指し、市民の幸福の実現に向けた予算となっており、市民の皆様にも十分御理解いただけるものと思っております。

最後となりますが、令和７年度は第三次総合計画が開始される年であり、新たな未来を切り開いていくための重要な１年となります。山内市政の２年目に当たり、これからも市長をはじめ職員が一致団結し、わくわくする下呂市を目指して取り組んでいただくことを切にお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（中島達也議員）

ほかに討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第44号 令和７年度下呂市一般会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第44号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第45号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第45号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第46号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第46号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第47号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第47号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第48号 令和7年度下呂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第48号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第49号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第49号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第50号 令和7年度下呂市下呂財産区特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第50号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第51号 令和7年度下呂市学校給食費特別会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第51号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第52号 令和7年度下呂市水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第52号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第53号 令和7年度下呂市下水道事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第53号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第54号 令和7年度下呂市下呂温泉合掌村事業会計予算、委員長の報告は可決であります。
委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第54号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第55号 令和7年度下呂市立金山病院事業会計予算、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第55号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第56号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

続いて、日程第38、議第56号 財産の取得についてを議題といたします。

議第56号について、提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（遠藤丙午）

議案書の2ページをお開きください。

議第56号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、高規格救急自動車1台。2. 取得価格、3,590万4,000円。3. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社、代表取締役 谷口欣也。4. 取得の理由、令和6年12月10日に発生した事故により、中消防署の救急車が廃車となったため、新たに高規格救急自動車1台を購入するものでございます。令和7年3月24日提出。

提案理由でございます。中消防署へ配備する高規格救急自動車の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するものでございます。

続きまして、次ページをお開きください。

入札執行結果公表一覧表でございます。

入札執行結果につきましては記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第56号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第56号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第56号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第56号は、原案のとおり可決されました。

◎議第57号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第39、議第57号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第57号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（野村 穰）

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議第57号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年3月24日提出。

提案理由でございます。令和6年12月の救急車の事故について、職員に対する管理監督責任として市長の給与を減額するため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきまして条例要綱にて説明させていただきますので、6ページをお願いいたします。

下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例要綱。

改正理由は提案理由と同じなので省略させていただきます。

2の概要でございます。

1. 市長給与を1か月10%減額します。第2条関係でございます。

2. この条例は、令和7年4月1日から施行いたします。附則関係でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

ここで市長より発言の申出がありますので、これを許可します。

市長。

○市長（山内 登）

議長から発言の御許可をいただきましたので、一言申し上げさせていただきます。

昨年12月、市内萩原町上呂地内の国道41号線上で、一歩間違えば大惨事となる可能性があった救急車による単独の交通事故を引き起こし、車両が焼損するという事案が発生いたしました。その結果として、本来ならば購入する必要のなかった高規格救急自動車1台を新たに購入せざるを得ないこととなりました。

まずもって、これらの件に関し、議会並びに市民の皆様にご心よりおわびを申し上げます。

交通事故の原因につきましては、警察、検察当局の捜査に委ねるほかはないのですが、運転手や助手席同乗者の安全運転に関する責任はもちろんのこと、事故に至った背景として、組織上、勤務体制上の問題点もあったと認識をしております。

これらの問題点については、組織体制や勤務方法の見直しを図り、職員の負担の軽減策も策定したところではありますが、このような問題点が認められた以上、またこれだけ高額な財産の取得を行わなければならなかったことに関して、組織の最高責任者である市長が職員に対する管理監督責任がある以上、何らかの形で一定の責任を取る必要があるものと判断をいたしました。

責任の具体的な取り方については、本市及び他市における同様の事例を参考にして、このような責任の取り方とさせていただきます。今後は二度とこのような事案を発生させることがないよう職員一丸となって市民からの信頼回復に努めてまいり所存でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第57号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第57号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。議第57号 下呂市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第57号については、原案のとおり可決されました。

◎議第58号及び議第59号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第40、議第58号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第15号）、日程第41、議第59号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

議第58号及び議第59号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました議第58号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第15号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、本議会初日に議決をいただきました踏切道改良計画事業の繰越明許費について、新たに用地測量委託料の繰越しが生ずることとなったため、繰越明許費の補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては後ほどまちづくり推進部長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたします。

引き続きまして、ただいま上程されました議第59号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算は、先ほど議決をいただきました令和7年度下呂市下水道事業会計予算の処理場維持管理及び水質検査業務の債務負担行為について、国の労務単価の引上げに伴い限度額の変

更をお願いするものでございます。

詳細につきましては上下水道部長が説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第58号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第58号 令和6年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の詳細説明を申し上げます。

議案書の7ページを御覧ください。

令和6年度下呂市の一般会計補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

第1条は、繰越明許費の変更で、第1表 繰越明許費補正によるものです。令和7年3月24日提出。

8ページを御覧ください。

第1表 繰越明許費補正で踏切道改良計画事業の限度額を変更するものです。

萩原踏切拡幅事業における鉄道管理者との交換用地を確定するための用地測量業務において、鉄道管理者との境界確認の調整を進めていましたが、鉄道管理者から年度内の立会が困難であるとの申出があり、年度内に境界立会を実施することができなくなりました。これに伴い用地測量委託料を繰り越す必要が生じたため、3月議会初日に議決いただきました分筆登記申請業務の繰越明許費に追加し、金額300万円から727万9,000円に変更するものでございます。

以上で、令和6年度下呂市一般会計補正予算（第15号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第59号について、詳細説明を求めます。

上下水道部長。

○上下水道部長（今村正直）

それでは、議案書9ページを御覧ください。

議第59号 令和7年度下呂市下水道事業会計補正予算（第1号）。

第1条、令和7年度下呂市下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、令和7年度下呂市下水道事業会計予算第5条で定めた債務負担行為をすることができ
る事項、期間及び限度額を次のとおり改める。

表のとおり、処理場維持管理及び水質検査業務について、令和7年度当初予算編成後に労務単価改正が判明したことにより事業費、労務費が増額するため、限度額を補正するものでございます。令和7年3月24日提出。

以上です。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（中島達也議員）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第58号及び議第59号の２件については、会議規則第37条第３項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第58号及び議第59号の２件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第58号 令和６年度下呂市一般会計補正予算（第15号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第58号は、原案のとおり可決されました。

議第59号 令和７年度下呂市下水道事業会計補正予算（第１号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第59号は、原案のとおり可決されました。

◎発第１号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第42、発第１号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

13番 今井議員。

○ 13 番（今井政良議員）

発第 1 号につきまして、趣旨説明を申し上げます。

発第 1 号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について。

標記について、別紙のとおり下呂市議会会議規則第14条第 1 項の規定に基づき提出する。令和 7 年 3 月 24 日提出。提出者、下呂市議会議員 今井政良。賛成者、下呂市議会議員 中島ゆき子、尾里集務、田中喜登、森哲士、田口琢弥、鷺見昌己、加藤久人、桂川いずみ、高井範和、大西尚子、桂川融己、下平裕次郎。

提案理由、刑事訴訟法の再審規定の改正を求めるため。

それでは、意見書のほうを読み上げさせていただきますので、よろしくお願いします。

刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書。

冤罪は、国による最大の人権損害の一つであり、基本的人権の尊重を掲げる我が国にとってはもちろん、住民が冤罪被害者となり得る地方自治体にとっても、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題であります。

冤罪被害者を救済するための制度としては「再審」があるが、その手続を定めた法律（刑事訴訟法第 4 編「再審」）には、再審請求手続の審理の在り方に関する規定がほとんどなく、裁判所の広範囲な裁量に委ねられています。このため、再審請求手続の審理の進め方は、事件を担当する裁判所によって異なっており、再審請求手段の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれています。

その中でも、とりわけ再審における証拠開示の問題は重要であり、過去の多くの冤罪事件では、捜査機関の手元にある証拠が再審段階で初めて明らかになり、それが冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。したがって、冤罪被害者を救済するためには、捜査機関の手元にある証拠を開示させる仕組みが必要不可欠であるが、現行法にはそのことを明文化した規定が存在せず、証拠開示がなされる制度的保障はない。そのため、対応する裁判官や警察官によって、証拠開示の範囲に大きな差が生じているのが実情であり、この是正には、証拠開示のルールを定めた法律が制定されなければならない。

また、再審開始決定がなされても、検察官がこれに不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。しかし、再審開始決定は、裁判をやり直すことを決定するにとどまり、有罪・無罪の判断は再審公判で行われることが予定されており、そこでは検察官にも有罪立証をする機会が与えられている。したがって、再審開始決定がなされたのであれば、速やかに再審公判に移行すべきである。

よって、国においては、冤罪被害者を一刻も早く救済するため、刑事訴訟法の再審規定について、これらの趣旨を踏まえた改正を速やかに行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 7 年 3 月 24 日、岐阜県下呂市議会議長。提出先、衆議院議長 額賀福志郎、関口昌一、石破茂、鈴木馨祐、林芳正様。

以上の方に提出させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

発第1号 刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、発第1号については、原案のとおり可決されました。

◎議員の派遣について

○議長（中島達也議員）

日程第43、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員の派遣については、会議システムで配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（中島達也議員）

日程第44、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りをします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、市長より発言の申出がありますので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登）

令和7年第2回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和7年度当初予算をはじめ、今回提案させていただきました全議案を可決、御承認いただきまして、誠にありがとうございました。

また、当初予算の採決時、討論においては、2名の議員の方々から身に余るお言葉を賜り、予算編成に当たった多くの職員にとって大いなる励みとなるものであります。深く御礼を申し上げます。

令和7年度は、2040年までの16年間を計画期間とする下呂市第三次総合計画の初年度に当たり、本市にとって非常に重要な年と位置づけております。本市の持続的な成長と市民の幸福の実現に向け、議会の皆様方との連携をより一層強化してまいりたい所存でありますので、今後とも御指導、御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

終わりに当たりまして、議員各位をはじめ市民の皆様方の益々の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也議員）

これもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和7年第2回下呂市議会定例会を閉会します。

午前10時52分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年3月24日

議 長 中 島 達 也

署名議員 9番 森 哲 士

署名議員 10番 田 中 喜 登